

— 第1回 永平寺地区区長会 —

会 議 資 料

日 時 令和7年2月28日(金)
午後7時から

場 所 開発センター2階消防ホール

— 永 平 寺 町 —



— 会 議 次 第 —

日時 令和 7 年 2 月 28 日(金)午後 7 時から

場所 開発センター 2 階 消防ホール

- 1 開会
- 2 町民指標唱和……………P 1
- 3 委嘱書の交付式
- 4 町長あいさつ
議長あいさつ
- 5 報告及びお願い事項
 - (1) 総務課
 - ①主な行事予定について……………P 2
 - ②区から選出を依頼する委員等について……………P 3
 - ③町内会等に対する補助事業について……………P 4 ～ 8
 - ④区長会役員にお願いする職務について……………P 9
 - ⑤総務課からの報告・お願い事項について……………P 1 0 ～ 1 1
 - ⑥交通災害共済について……………P 1 2
 - ⑦事務組織構図・主な業務について……………P 1 3
 - (2) 防災安全課
 - ①個別避難計画について……………P 1 4 ～ 1 5
 - ②永平寺町自主防災組織等補助金事業の概要について……………P 1 6 ～ 1 7
 - (3) 総合政策課
 - ①永平寺町公式 L I N E 登録について……………P 1 8
 - ②令和 7 年国勢調査について……………P 1 9
 - (4) 住民税務課
 - ①確定申告について……………P 2 0
 - ②住民税務課からのお知らせ・お願い（町民清掃の日等） ……P 2 1 ～ 2 2

(5) 福祉保健課

- ①地域包括ケアシステムについてP 2 3 ～ 2 4
- ②高齢者 S O S ネットワークについてP 2 5
- ③赤十字活動および会費（活動資金）募集についてP 2 6
- ④目指そう健康長寿教室の実施についてP 2 7
- ⑤民生委員（児童委員）一斉改選に伴う推薦についてP 2 8 ～ 3 2

(6) 商工観光課

- ①永平寺町大燈籠ながしについてP 3 3

(7) えい住支援課

- ①移住定住施策の周知についてP 3 4 ～ 3 5
- ②空き家等の情報確認依頼についてP 3 6
- ③宅地造成候補地情報提供のお願いP 3 7

(8) 学校教育課

- ①小中学校登下校時の見守りについてP 3 8

(9) 生涯学習課

- ①地域活性化補助金についてP 3 9 ～ 4 0

(10) 消防本部

- ①消火栓器具の点検整備についてP 4 1

(11) 議会事務局

- ①永平寺町議会からのお願い事項P 4 2

(12) その他

- ①永平寺町社会福祉協議会からのお願いP 4 3

6 質疑応答

7 役員選出

会長

副会長

8 新会長あいさつ

9 閉会



永平寺町民指標

私たち永平寺町民は、美しい環境を守り、歴史と文化を大切にし、愛情に満ちた町を築きます。すべての町民が健康で安心して暮らせるふるさとを創ります。次の指標を私たちの合言葉とします。



えがお笑顔であいさつをか交わしましょう



いづく慈しみの心を育てましょう



へいわ平和なくらしとしぜん自然を守りましょう

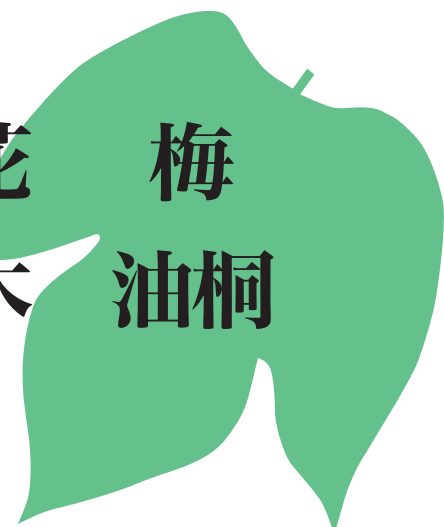


いつでもかんしゃ感謝の気持ちを持ちましょう



じしん自信とほこ誇りを持ちかつりよく活力ある町をきず築きましょう

町の花 梅
町の木 油桐



令和7年度の主な行事予定

R7.1.17現在

月	日	曜日	内 容	会 場	担当課
4月	7	月	春の交通安全県民運動	各主要交差点	防災安全課
4月	20	日	町民清掃の日	町内全域	住民税務課
6月	1	日	永平寺町総合演習(水防)訓練	永平寺地区(永平寺河川公園)	消防本部
7月	下旬	未定	夏の交通安全県民運動	各主要交差点	防災安全課
8月	23	土	永平寺町大燈籠ながし	永平寺河川公園	商工観光課
9月	下旬	未定	秋の交通安全県民運動	各主要交差点	防災安全課
11月	上旬	土・日	永平寺町文化祭	永平寺緑の村ふれあいセンター	生涯学習課
12月	中旬	未定	冬の交通安全県民運動	各主要交差点	防災安全課
1月	4	日	永平寺町消防出初式	ふれセン・鳴鹿山鹿九頭竜川右岸	消防本部
3	8 (予定)	日	永平寺町はたちのつどい	未定	生涯学習課

区から選出を依頼する委員

委員等名(担当課)	人数	任期	期 間	業務内容
自主防災組織代表 (防災安全課)	1名	長期継続的にお願いします		・避難情報発令時の町との連絡 ・避難行動要支援者(高齢者、小さな子供連れ等)に対する救援 (各地区によって対応が異なると思いますので、組織として計画を確立して下さい) ・各地区の避難所開設および運営(必要に応じて区長と協議して下さい) ・各地区の避難訓練の計画・実施(自主防災組織活動費・資機材整備費補助金を活用ください)
民生委員・児童委員 (福祉保健課)	担当区域 ごとに1名	3年	R4.12.1～R7.11.30 【改選】 R7.12.1～ R10.11.30	民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱される非常勤の公務員です。地域の中から選出され、担当区域にて住民の見守り活動や相談活動を行います。 また、必要に応じて行政の専門機関へ相談事をつないだり、福祉サービスの情報提供を行っていただくほか、地域でのサロン活動への取り組みや、月例会に参加し、委員同士の情報交換・地域の課題について話し合いを行っていただきます。委員は2025年12月に一斉改選となります。
環境美化推進員 (住民税務課)	50世帯 毎に1名 (最大2名)	1年	R7.4.1～R8.3.31	① ごみの分別収集指導に関すること ② 不法投棄廃棄物を発見した場合の役場への連絡 ③ 地区で実施した環境美化活動の役場への報告
社会教育推進委員 (ふるさと学級長) (生涯学習課)	1名	1年	R7.4.1～R8.3.31	社会教育活動の推進。(伸びゆく永平寺町民運動推進事業、地域づくり推進事業への取り組み及び報告)
女性連絡協議会連絡員 (生涯学習課)	加入地区 より1名	1年	R7.4.1～ R8.3.31	・地区の女性の活動を実施(講座など) ・女性連絡協議会主催で実施する講座の企画 ・女性連絡協議会企画講座のお知らせを地区の女性に案内 ・地区講座助成金、地区活動助成金の申請

※詳細については、各担当課までお問い合わせください。

令和7年 町内会等に対する補助事業一覧

	補助事業の名称	事業の内容	補助額又は補助率	担当課
1	町有地維持管理事業	町有地において地域住民が草刈作業をすることに対して助成する。	1㎡あたり30円 年2回まで	契約管財課 61-3924
2	自治会管理防犯灯補助事業	自治会内に新規で設置するLED防犯灯の設置費用(支柱も含む)、または、LED以外の防犯灯からLEDの防犯灯に変更する設置費用に対し助成する。ただし、その電気料及び修繕費については、自治会の負担とする。(申請書の受付期間を原則、当該年度4月1日～12月27日までとする。) ※蛍光灯の製造中止に伴い、令和9年度末事業見直し	限度額 10万円	防災安全課 61-3951
3	自主防災組織等補助金 (活動費補助金)	自主防災組織が防災活動に必要な経費に対して助成する。 【自主防災訓練の経費、啓発活動の経費、地区住民の対応に必要な経費】 (申請書の受付期間を原則、当該年度4月1日～9月30日までとする) ※事前申請	対象経費の100% 限度額 2万円	防災安全課 61-3951
4	自主防災組織等補助金 (資機(器)材購入費補助金)	自主防災組織が資機材を購入するために必要な経費に対し助成する。 (申請書の受付期間を原則、当該年度4月1日～9月30日までとする) ※事前申請	避難用資機材80% 救出・救助用資機材・その他50% (※個別避難計画作成地区は、車イスやリヤカーなどの救助用資機材80%) 限度額 30万円	防災安全課 61-3951
5	防犯カメラ設置補助金	自治会内の犯罪防止を目的に特定の場所に継続的に設置されるカメラで、自治会が防犯カメラを新規で設置する事業に要する経費に対して助成する。ただし、保守、修理、電気料金などの維持管理に係るもの及び振込手数料については、自治会の負担とする。 ※次年度事業の受付期間は、前年4月1日～9月30日	対象経費の100% 限度額 15万円	防災安全課 61-3951
6	戸別受信機購入費補助金	戸別受信機及びアンテナを新規で設置する費用に対し助成する。 (戸別受信機及びアンテナ等工事費を対象とし、修理、コンセントの設置、乾電池購入、アンテナ設置に係る支柱の設置にかかる費用は対象外)	対象者負担額 非課税世帯 約2万円負担 非課税世帯以外 約3万円負担	防災安全課 61-3951
7	老朽空き家等解体補助金	町内の老朽化した住宅等を解体する方に解体費の一部を補助(強風時など、住宅から瓦やトタン等が飛散し近隣住宅へ危害を及ぼす不良空き家等に対し補助を行う) 受付期間は令和7年7月31日まで ※事前申請	解体費用の1/3を補助 老朽空き家 限度額50万円(加算額あり) 準老朽空き家 限度額30万円(加算額あり)	防災安全課 61-3951
8	避難所耐震診断等補助金	自治会内の一時避難所の安全・安心を向上させるため、施設の耐震診断及び補強プランの作成費の一部を補助し、避難所を強化する。 ・平成12年5月31日以前に着工された木造建築物で、町の地域防災計画に登録されている一時避難所 ・県に登録されている耐震診断士が作成するものに限る ※事前申請	耐震診断・補強プラン作成費用のそれぞれについて、2/3を補助	防災安全課 61-3951

令和7年 町内会等に対する補助事業一覧

	補助事業の名称	事業の内容	補助額又は補助率	担当課
9	家庭用防犯対策品設置事業補助金	家庭での防犯対策を支援するため、防犯カメラ等の防犯対策品の購入・設置費用の一部を補助し、犯罪者に対する抑止力とし、犯罪の発生を未然に防ぐことにより、安全で安心して暮らせる犯罪に強いまちづくりを推進する。 ・高齢者のみ世帯(65歳以上) ・防犯カメラ、カメラ付きインターフォン、センサー付きライト、防犯フィルム (補助期間 令和7年度より9年度までの3か年)	補助対象経費の1/2の額 限度額 2万円	防災安全課 61-3951
10	自転車用ヘルメット購入補助金	自転車用ヘルメットの着用率向上に取り組み、自転車乗用中による交通死亡事故を無くすことを目的に、町民が自転車用ヘルメットを購入する費用の一部を補助する。 ・町内在住者(全年齢) (補助期間 令和7年度より9年度までの3か年)	自転車用ヘルメット購入費の1/2の額 限度額 2千円	防災安全課 61-3951
11	地区コミュニティ会館整備支援事業	地区コミュニティ会館(集落センター等)の新築・増改築に要する経費を助成する。 申請期間は令和7年10月31日まで	【新築】 補助率 1/3(県補助ある場合2/3以内) 限度額 500万円 (県補助ある場合1,000万円) 【修繕】100万円以上の工事が対象 補助率 1/3(県補助ある場合2/3以内) 限度額 300万円 (県補助ある場合450万円) 【バリアフリー化】 30万円以上の工事が対象 補助率 1/3以内 限度額 30万円 【空調設備工事】 30万円以上の工事が対象 補助率 1/3以内 限度額 30万円	生涯学習課 61-3400
12	一般コミュニティ助成事業	宝くじの社会貢献事業として、地域コミュニティ活動に直接必要な設備・備品等(建築物、消耗品は除く)の整備に対し助成する。 令和7年度は、令和8年度実施事業についての申請を受付ける。申請時期は、例年8月～10月。 助成内容は変更となる場合あり。	助成金 100万円から250万円	生涯学習課 61-3400
13	コミュニティセンター助成事業	宝くじの社会貢献事業として、地域コミュニティ活動を推進し発展を図ることを目的とした集会施設の建設または大規模修繕等の整備に対し助成する。 令和7年度は、令和8年度実施事業についての申請を受付ける。申請時期は、例年8月～10月。 助成内容は変更となる場合あり。	補助率 対象事業費の3/5 限度額 1,500万円	生涯学習課 61-3400
14	集落活性化支援事業補助金 (自治会による住民交流イベント等開催支援)	自治会活動の新たな担い手の参画や住民の自治会への加入を促すことを目的とした新たな住民交流イベントの開催の事業に対し助成する。 ※補助対象期間は申請年度の1月末まで。 ※申請は令和7年4月より受付します。	補助対象経費の2分の1以内 ※ただし、1事業実施主体あたり10万円を限度とする	生涯学習課 61-3400

令和7年 町内会等に対する補助事業一覧

	補助事業の名称	事業の内容	補助額又は補助率	担当課
15	廃棄物施設整備事業	町内会の廃棄物施設(ごみ集積場)に要する経費に対し助成する。 (新設・入替は町区内のごみステーション数により単年度に補助できる施設数が異なる) (修繕・補修は施設の維持に必要な部材の取替、付帯設備の追加に関するものとする)	新設・入替 1施設あたり 限度額 10万円 修繕・補修 1地区あたり 限度額 3万円	住民税務課 61-3945
16	古紙回収推進事業	地域・団体等が実施する古紙回収に対し奨励金を支給する。 古紙等(新聞・雑誌・ダンボール・雑がみ等対象)	古紙類1Kg当たり4円	住民税務課 61-3945
17	野良猫不妊手術に係る助成事業	野良猫の被害対象区域住民からの申請により手術費を一部助成する。 自治会長(区長)による野良猫である確認が必要となる。	野良猫不妊手術費用に係る一部助成 オス1匹:6千円 メス1匹:9千円	住民税務課 61-3945
18	永平寺町遊具整備費補助金	町内会または自治会等が管理している遊具を新設・修繕・入替に要する費用に対し助成する。	(整備に要する経費) 補助率 1/2 最高補助限度額 30万円	子育て支援課 61-7250
19	林道維持管理事業補助金	地元林道の維持管理(側溝の土砂上げ、草刈等、機械による施工)を地域住民が共同で取り組むことに対して助成する。	側溝の土砂上げ、草刈等: 500m当たり1万円 限度額 2km 4万円 機械施工: 限度額 30万円	農林課 61-3947
20	山ぎわ森林整備事業補助金	人家や道路など、重要なインフラに隣接する山ぎわの危険木の伐採や間伐等の森林整備を支援し、山ぎわ森林整備の促進を図る。(対象森林は地域森林計画に記載された森林である必要がある為、対象になるかは、農林課へお問い合わせ下さい。)	補助率:100% 1申請あたり限度額300千円(1千円未満の端数は切り捨て)	農林課 61-3947
21	有害鳥獣対策地区協力補助金	町内の地域における鳥獣被害対策の促進及び育成・強化を図り、鳥獣被害を最小限に食い止めるため、地域の鳥獣被害対策にかかる費用の支援を行う。補助対象地区は、町内の地域で、鳥獣被害対策地区リーダー(鳥獣被害対策実施隊員)を選出し、鳥獣被害対策地区リーダーを中心に、鳥獣被害対策組織を設置した地区に対して助成する。 ※補助申請対象期間R7～R9年度	本補助金の補助上限額は20万円とする。 (1千円未満の端数は切り捨て) ○補助率:10/10 ・鳥獣被害対策に係る研修および啓発にかかる費用 ・鳥獣の追払いに係る消耗品費(爆竹、ロケット花火等) ・鳥獣の追払いに係る備品購入費(電動ガン、パチンコ等) ・鳥獣を寄付けないための対策に係る費用	農林課 61-3947

令和7年 町内会等に対する補助事業一覧

	補助事業の名称	事業の内容	補助額又は補助率	担当課
22	山村活性化支援交付金	山村振興法に基づき指定された振興山村において、農産物や林産物等の地域資源を活用した地域の振興を図るため、地域内資源の賦存量調査や新製品の開発・試作、人材育成、販路開拓等のソフト面の取組に対して交付する。 ※振興山村地域は以下のとおり ・志比、荒谷、市野々、京善、寺本、けやき台、諏訪間、東諏訪間、山地区 ・下浄法寺、殿村、上浄法寺、岩野、吉波、栃原地区	事業期間: 上限3年間 交付率: 定額(上限1,000万円/地区)	農林課 61-3947
23	地域をつなぐ河川環境づくり推進事業	町内河川の堤防及び河川内を地域住民の協力により河川堤防の草刈活動を行い、それにかかる経費の一部を助成する。 ※県管理の河川のある地区が対象	作業人数及び経費によって補助額を決定 限度額 7万円	建設課 61-3948
24	原材料費支給事業	自治組織等による施設(道路、道路に付随する排水路、道路法面)の維持管理に対し、原材料を支給する。	1地区限度額10万円	建設課 61-3948
25	除排雪作業用燃料支給事業	狭隘路線や防火水槽(消火栓)周辺、ごみ集積場など、地域住民が行う除排雪作業に対して燃料を支給する。 ※事前に燃料支給資格証の交付が必要 ※支給期間: 12月1日～翌年3月31日	油種: ガソリンまたは軽油 限量: 1地区200リットル(2種合算)	建設課 61-3948
26	町道支障木伐採支援事業	自治会及び個人が通行確保のために、自主的に行う町道の通行上支障となる立竹木等の伐採に対して、掛かる費用の一部を助成する。(山ぎわ森林整備事業区域外の山林)	補助率100%(1千円未満切捨て) 自治会: 限度額200千円 個人: 限度額 50千円 (3年間の試行運用)	建設課 61-3948
27	景観まちづくり活動支援事業補助金	町景観計画に沿って街並み景観の保全・活用する活動で、新規の活動又は既存の活動内容を拡充して実施し、補助終了後も継続的に実施することが見込まれる事業に対し助成する。	補助対象経費の3分の2以内 9万円を限度とする	えい住支援課 61-3922
28	わがまち夢プラン育成支援事業	町内会、地域振興会等が自ら望むまちを自らの手で、夢を持って創り上げる活動を支援する。地域の活性化につながる事業、地域課題の解決を図る事業、資源を活かし地域の魅力を高める事業等を対象とする。	対象経費の2/3以内 限度額 20万円(1事業3回まで)	生涯学習課 61-3400
29	伸びゆく永平寺町民運動推進事業	町民指標の具現化をめざし、自分自身の努力で自らを向上させ、また、お互いの協力によって自分の住んでいる地域を住みよくしようとするため、町内全地区でまちづくり運動を提唱するとともに、住みよいまちづくりに向けて取り組む地区に対し、その活動を支援する。事業内容により、Aプラン、Bプランの区分あり。	対象経費の1/2以内 Aプラン8万円限度 Bプラン3万円限度	生涯学習課 61-3400

令和7年 町内会等に対する補助事業一覧

	補助事業の名称	事業の内容	補助額又は補助率	担当課
30	地域づくり応援事業補助金	地域の自然、歴史、文化、観光、生活習慣等の地域資源を活かした住民相互扶助による自発的な地域づくり活動に資する各種催しや事業を支援する。地域振興会や複数の町内会が中心となる、おおむね永平寺町民で構成される団体を対象とする。	対象経費の1/2以内 限度額 100万円	生涯学習課 61-3400
31	青少年健全育成支援事業	宝くじの社会貢献事業として、青少年の健全育成に資するための、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業に対し助成する。 令和7年度は、令和8年度実施事業についての申請を受け付ける。申請時期は、例年8月～11月（予定）。助成内容は変更となる場合あり。	助成金 30万円から100万円	生涯学習課 61-3400
32	地域づくり助成事業 活力ある地域づくり助成事業	宝くじの社会貢献事業として、地域の活性化に資するための、地域資源の活用や広域的な連携を目的として実施する特色あるソフト事業に対し助成する。 令和7年度は、令和8年度実施事業についての申請を受け付ける。申請時期は、例年8月～11月（予定）。助成内容は変更となる場合あり。	助成金 200万円まで	生涯学習課 61-3400
33	消防施設補助金	消火栓での初期消火に使用する消防用ホース、管そう、スタンドパイプ、ハンドル及びこれらを格納する格納箱等の整備に要する経費に対し助成する。 ※事前申請となります。	①補助率 1/2（整備に要する経費） ②補助率 2/3（限度額 10万円） ・新設ホース格納箱用の消防用ホース ・8年以上経過した消防用ホース ①②を合わせた最高補助限度額 30万円	消防総務課 63-0119

※ 詳しくは、各担当課へお問い合わせください。

令和 7 年 地区区長会役員にお願いする職務について

【1.役員の名称】

地区	地区区長会	永平寺町区長会連合会	福井県自治会連合会
松岡地区	会 長	副 会 長	代 議 員
	副 会 長	役 員	
	副 会 長	役 員	
	副 会 長	役 員	
永平寺地区	会 長	会 長	理 事
	副 会 長	役 員	
	副 会 長	役 員	
	副 会 長	役 員	
上志比地区	会 長	副 会 長	代 議 員
	副 会 長	役 員	

※永平寺町区長会連合会の**会長**は3地区で持ち回り。

※福井県自治会連合会の**理事**は3地区で持ち回り。

【2.お願いする職務】

●永平寺町区長会連合会

依頼する役員	委員等名称	内容
会長・副会長	永平寺町大燈籠ながし 実行委員会 副実行委員長	8月23日（土）開催（大燈籠ながし大施食法要の 参列、他当日の参加） 会議出席依頼 実行委員会（3回程度） 役員・企画委員会（3回程度） 各部会（2～3回程度） ※書面決議による場合もあります。
会長・副会長	地域公共交通会議委員	年に1～2回開催予定。不定期。
会長	永平寺町スポーツ協会 監事	4月上旬に会計監査を実施。
会長・副会長	各地区体育祭 副大会長	地区体育祭で開会式参列、閉会式参列（万歳三 唱、抽選会抽選）
会長	交通安全県民運動	交通安全県民運動期間中に一斉街頭活動（4回/ 年） 松岡福祉総合センター（翠荘）前

●福井県自治会連合会

出席を依頼する役員	行事名	内容
理事	役員会	年3回程度
理事・（代議員）	総会	決算・予算、講演会等（年1回）
理事・（代議員）	代議員研修会	先進地視察等（年1回）
理事	知事と語る会	年1回

総務課からの報告・お願い事項

① 区長業務中の事故について

区長の皆様は、町の「町政支援員」として委嘱されております。万が一、委嘱事務中に事故があった場合には、保険に加入しておりますので、総務課までご連絡ください。

② 区長の報償について

毎年12月に役場から区長へ報償をお支払させていただいております。

金額については、均等割 30,000 円(諏訪間団地を除く)＋戸数割(戸数×1,000 円)から源泉徴収後の金額となっています。

また、お支払いの為に、区長様の個人口座とマイナンバーのご提出をお願いしております。後日、詳細を通知させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、区長報償の支払いにかかる戸数とは区で把握している戸数となります。(区費をいただいている世帯等)

③ 区長名簿の提供について

地区内で行う工事や祭事、農地転用等の手続きで、業者等へ区長様の名前や住所をお伝えしています。また、その他の内容での請求がある際には、お電話で確認させていただきますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

④ 地区要望について

地区や団体等から提出される要望につきましては、毎年4月頃から担当課が現地測量および概算設計額の算出を行い、庁内ヒアリングにおいて地域間のバランスや予算枠等を考慮した上で、実施箇所を決定しています。

道路の陥没等、緊急的な要望には随時対応しますが、それ以外の要望につきましては、毎年3月までを目処に提出していただきますよう、お願いいたします。

なお、要望に対する回答書は、7月と12月にお届けする予定です。

⑤ 区長配布物について

毎月第1、第3金曜日に区長配布をしています。区長の皆様には配布のご協力をお願いいたします。

全戸配布・回覧物の電子データを町ホームページに掲載しています。掲載時には、町 SNS 等でお知らせいたしますので町 LINE の登録をお願いいたします。地区で区長配布物(全戸配布)を希望されない世帯(全戸配布については HP データを確認することで紙が不要な方)が有りましたら総務課までご連絡をお願いいたします。次回から配布させていただく数を変更させていただきます。

⑥ 区長会資料について

町のホームページにて、区長会資料及び区長依頼通知一覧(区長様に提出をお願いしている書類など)、各種申請書等を掲載いたしますので、ご利用ください。



⑦ 区長提出物の回収について

役場から区長様に提出を依頼している書類に関して、連絡用封筒を活用することで区長様の負担軽減を図っていきたいと考えております。役場に提出したい要望書、関係書類等がございましたら区長配布日前日までに本日お配りします封筒に入れて、区長配布ボックス内等においてください。区長配布日に回収いたします。

【問い合わせ先】
永平寺町役場 総務課
Tel:0776-61-3941
Mail:somu@town.eiheiji.fukui.jp

交通災害共済 概要説明書

- ・ 本共済は1人年額500円の掛金をお納めいただき、万が一交通事故に遭われた際に見舞金をお支払いする制度です。
- ・ 掛金は掛け捨てとなっております。
- ・ 加入は任意であり、強制ではありません。
- ・ 申込ハガキは、**1月 17 日現在**のものとなっていますので、ご了承ください。（世帯員が増えた時は、手書きで追加記入して下さい）
- ・ 申込ハガキは2月 21 日(金)の区長配布日に、お配りする予定です。
- ・ 個人が直接、役場又は福井銀行へ申し込みをすることもできます。
申込先：総務課(本庁2階)・各支所窓口・福井銀行
- ・ 令和7年3月31日までに共済掛金を領収した場合、共済期間は、
令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなります。
(**令和7年4月1日以降に加入した場合は、加入受付日の翌日～令和8年3月31日**)
- ・ 区長様にお願いすることになります申込書の配布と回収、掛金の集金に関しまして、貴区に入られていないマンション・アパート等にお住まいの方については、本人さまのご住所へ役場から直接、申込書をお送りさせていただきます。
- ・ 事務取扱手数料として、当年度10月1日現在の加入者数に60円を乗じて得た額と、前年度2月1日現在の世帯数(県市町協働課「住民基本台帳にもとづく人口・世帯数等調」)に85円を乗じて得た額を比較し、交通災害共済組合から交付されます。同様の計算方法で、毎年12月に各区の口座にお振込みいたします。
- ・ その他、不明な点があれば総務課(0776-61-3941)までご連絡ください。

永平寺町役場 事務組織構図・主な業務

R7.1.17現在

◆永平寺町役場 本庁 〒910-1192 永平寺町松岡春日1丁目4番地 代表電話番号 Tel:61-1111

課（室）名	直通電話番号	主な業務内容
総務課	61-3941	人事、選挙、区長会、人権啓発、消費者行政、交通災害共済、情報公開、行政不服審査、ふるさと納税など
契約管財課	61-3924	入札及び契約・参加資格、指名委員会、工事検査、庁舎管理、財産管理、公用車管理、土地賃貸借支払、指定管理制度など
防災安全課	61-3951	地域防災計画の策定、防災、防犯、交通安全に関する事など
財政課 (行政改革推進室)	61-3933	予算の編成、財政計画など 行政改革に関する事
総合政策課 (情報政策室) (公共交通対策室)	61-3942	町政の総合的な企画・調整、地方創生、総合振興計画の策定、広報・情報発信、環境政策の推進に関する事など システムの管理、デジタル化の推進、広域圏(電算)との連携 えちぜん鉄道・路線バスの利用促進、コミュニティバス、その他公共交通に関する事など
住民税務課 (債権管理室)	住民窓口係 61-3945	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、諸証明、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療保険、 マイナンバーカード、一般廃棄物など
	町税係	町税の賦課・徴収(住民税・固定資産税・軽自動車税・国保税等)、各種税証明
	61-3944	町税や料金の滞納整理に関する事
福祉保健課 (健康長寿室)	61-3920	高齢者福祉、障害者福祉、介護保険に関する事、福祉医療助成、生活困窮等に関する事など
(保健センター)	61-0111	高齢者の健康・生きがいづくりに関する事
子育て支援課	61-7250	健康づくり、健診、予防接種に関する事、母子健康手帳の発行や母子健康相談など
農林課	61-3947	子育て支援に関する事、幼稚園・幼児園・認定こども園・児童館・児童クラブ・子育て支援センターの運営管理など
建設課	61-3948	農林水産業・食育地産地消・有害鳥獣対策・土地改良・農業委員会に関する事など
えい住支援課	61-3922	土木工事の企画・測量・設計、河川維持、道路除雪、公営住宅、公園に関する事など
会計課	61-3949	移住定住促進、企業誘致、都市計画、建築行政・住宅支援、景観行政に関する事など
議会事務局	61-3950	出納、決算、有価証券に関する事など
学校教育課	61-3937	議会運営など
生涯学習課 (男女共同参画室)	61-3400	学校等の財産に関する事、学校給食、小中学校児童生徒の就学、入学・転校に関する事など
町立図書館	61-7117	生涯学習・社会教育、文化財保護、公民館・体育施設・図書館の管理運営、スポーツの振興、国際交流、人権教育など 男女共同参画社会の推進、青少年健全育成・活動の推進など
		図書、記録、古文書、視聴覚資料その他必要な資料の提供・収集・保存など

◆永平寺支所 〒910-1292 永平寺町東古市第10号5番地

課（室）名	直通電話番号	主な業務内容
永平寺支所	63-3111	町民サービス、窓口業務、健康長寿クラブ、開発センターの管理運営貸出業務、永平寺地区に関する事など
商工観光課 (ブランド戦略室)	61-3921	商工業の振興、労働政策全般、観光情報の発信など ブランド戦略に関する事

◆上志比支所 〒910-1392 永平寺町栗住波第1号1番地

課（室）名	直通電話番号	主な業務内容
上志比支所	64-2211	町民サービス、窓口業務、健康長寿クラブ、上志比地区に関する事など

◆松岡上水道管理センター 〒910-1139 永平寺町松岡木ノ下2丁目201番地

課（室）名	直通電話番号	主な業務内容
上下水道課	61-0277	上水道、下水道、合併処理浄化槽に関する事など ※下水道(御陵地区)…五領川公共下水道事務組合(67-1602)

◆町内施設一覧

施設名	直通電話番号	施設名	直通電話番号	施設名	直通電話番号	施設名	直通電話番号
消防本部・消防署	63-0119	町立図書館 上志比館	64-3170	松岡総合運動公園 (you meパーク)	61-3485	松岡子育て支援センター	61-0750
永平寺町保健センター	61-0111	松岡公民館	61-7222	上志比文化会館 サンサンホール	64-3170	永平寺子育て支援センター	63-3113
松岡福祉総合センター (翠荘)	61-0111	永平寺公民館	63-3111	永平寺緑の村 ふれあいセンター	63-4222	上志比子育て支援センター	64-3100
地域包括支援センター (本庁内)	61-6166	上志比公民館	64-2244	四季の森複合施設	63-2111	松岡河川公園	61-4010
永平寺老人福祉センター (永寿苑)	63-3868	松岡ふるさと学習館	61-6677	松岡児童館	61-0750		
町立図書館	61-7117	松岡農業構造改善 センター	61-3151	志比児童館	63-3113		
町立図書館 永平寺館	63-3112	松岡多目的センター (ざおう荘)	61-6900	上志比児童館	64-3100		

◆幼稚園・幼児園

園名	直通電話番号	園名	直通電話番号	学校名	直通電話番号	学校名	直通電話番号
吉野幼稚園	61-1520	上志比幼児園	64-2145	松岡小学校	61-0069	松岡中学校	61-0048
松岡東幼児園	61-0346			吉野小学校	61-0228	永平寺中学校	63-2075
御陵幼児園	61-2001			御陵小学校	61-2004	上志比中学校	64-2040
なかよし幼児園	61-1092			志比小学校	63-2009		
志比南幼児園	63-2298			志比南小学校	63-2040		
志比幼児園	63-2307			上志比小学校	64-2029		
志比北幼児園	63-2593						

◆小・中学校

永平寺町個別避難計画の作成にあたって

個別避難計画を作成して、災害時の避難に備えましょう！

1. 個別避難計画とは

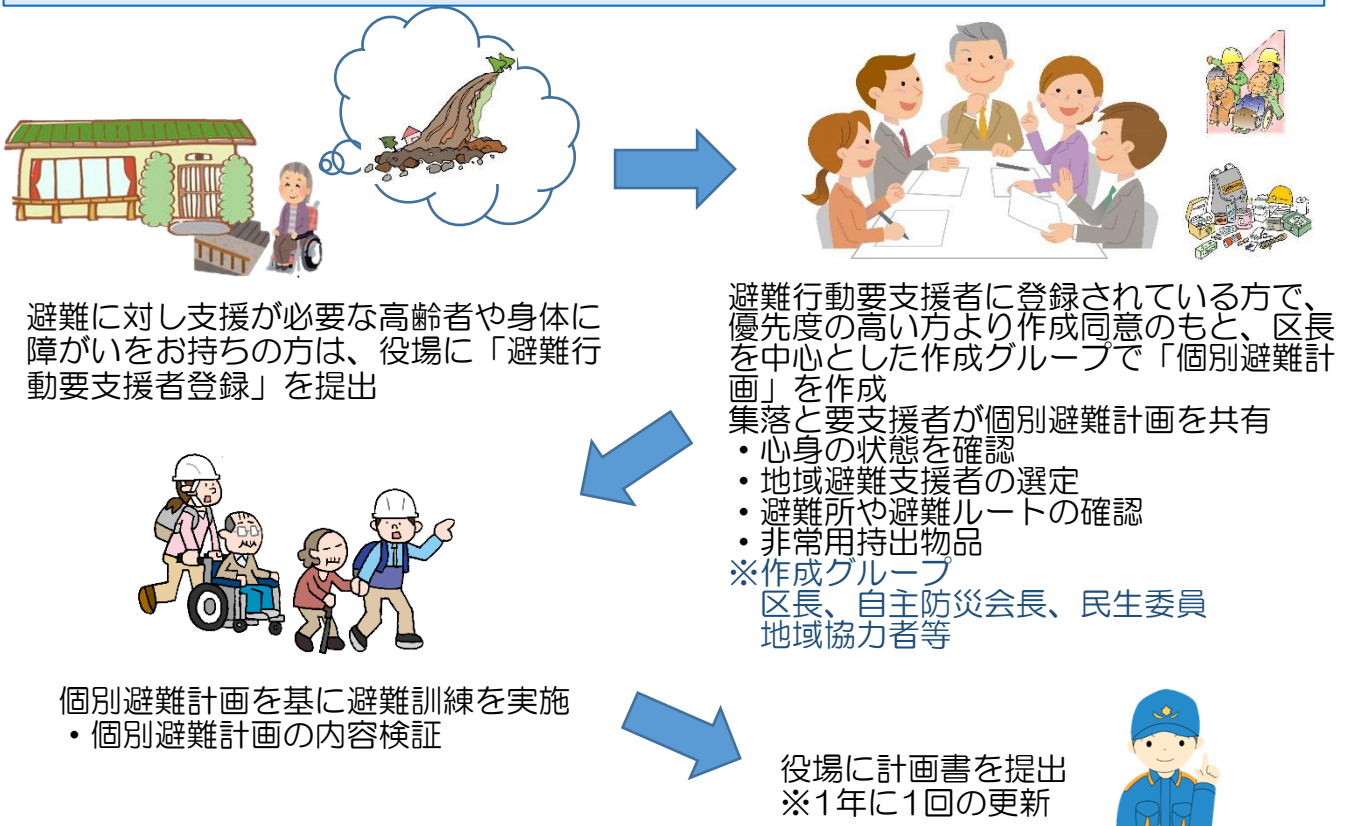
災害が発生または発生の恐れがある場合に、避難行動要支援者の方が、安全に避難行動ができるよう「避難先」「避難経路」「避難をしてくれる方」「持出物品」等を記載した計画です。

2. 個別避難計画の対象者は

町に避難行動要支援者登録（※別紙）がされている方で

- 要介護度3～5の認定者
- 身体障害者手帳1・2級の方
- 知的障害者（療養手帳㊤・A）の方
- 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- 独居・高齢者世帯の方
- ハザードマップで危険な区域にお住まいの方
- 難病の方や自ら避難支援が必要な方

3. 個別避難計画の作成方法



提出用

避難行動要支援者登録申請（台帳）

同 意 欄

永平寺町長 様

私は、永平寺町避難行動要支援者制度に同意し、下記の台帳に登録するとともに、この情報を永平寺町、永平寺町消防本部、福井県、福井県警察、区長、自主防災組織リーダー、班長、民生（児童）委員、地域支援者に提供することに同意します。

令和 年 月 日

（ふりがな）

本人氏名 本人住所 永平寺町

生年月日 大・昭・平・令 年 月 日 連絡先（携帯電話など）

戸籍上の性別を記載してください（男・女）

<代理人が同意する場合>

代理人（代筆）住所 代理人（代筆）氏名
（本人との関係）

記 載 項 目 記 入 欄

<災害時要援護者>

血液型（ ）型 緊急通報システム（有・無）

- ☐ 本人の状況等 ※該当するものにチェックを記入
- ☐ ひとり暮らし高齢者（支援を必要としている者）
- ☐ 高齢者のみの世帯（支援を必要としている世帯）
- ☐ 要介護者（介護度 要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5）
- ☐ 身体障害者（☐ 肢体 ☐ 視覚 ☐ 聴覚 ☐ その他 等級 種 級）
- ☐ 精神手帳（1級・2級・3級） ☐ 療育手帳（障害程度 A1・A2・B1・B2）
- ☐ 難病（ ）
- ☐ 妊婦
- ☐ その他（理由： ）
- ☐ 特記事項

☐ 保健・医療・福祉サービスの受給状況

<家族構成・同居の状況 ※本人を含む>

☐ 同居人数 人 ☐ 独居 ☐ 日中の状況 ☐ 1人 ☐ 高齢者のみ

<緊急時家族等の連絡先 ※連絡の優先順位で記入下さい>

① 氏名 続柄（ ）（同居・別居）

住所 連絡先（携帯電話等）

② 氏名 続柄（ ）（同居・別居）

住所 連絡先（携帯電話等）

<地域支援者（ ）の関係欄は、近所、知人等と記入下さい>

① 氏名 関係（ ）住所 TEL

② 氏名 関係（ ）住所 TEL

永平寺町自主防災組織等補助金 概要

補助金の種類は、＜活動費＞・＜資機材購入費＞・＜個別避難計画更新費＞ の
3種類があります。

＜活動費補助金＞※事前申請

自主防災組織 年度額 2 万円以内 千円未満斬捨て（事業費は 2 万円以上で可）

自主防災組織連絡協議会 年度額 4 万円以内 千円未満斬捨て（事業費は 4 万円以上
で可）

補助率 自主防災活動に係る経費の 100%

※ 補助対象は別表 1

＜資機材購入費補助金＞※事前申請

自主防災組織 年度額 30 万円以内 千円未満斬捨て

補助率 避難用資機材 購入金額の 80%

救助・救護用資機材 購入金額の 50%

※ 補助対象は別表 2、3

※個別避難計画作成地区には、救助等で使用する車イスやリヤカー等について、購入金額の
80%を補助（令和 6 年度より）

自主防災組織連絡協議会 年度額 60 万円以内 千円未満斬捨て

救助・救護用資機材 購入金額 50%

※ 補助対象は別表 3

＜個別避難計画更新補助金＞

自主防災組織 年度額 5 千円

地区住民による個別避難計画の更新作業に係る経費を補助

※防災安全課へ個別避難計画の更新を提出した組織が補助対象

別表 1（第 3 条関係）

区 分	内 容
自主防災訓練に 必要な経費	初期消火訓練に係る経費、消火器の詰替え等 救出救助訓練に係る経費、材料費等 応急救護訓練に係る経費、講習材料、資材費等 炊出し訓練に係る経費、炊飯用具、材料費等 訓練要項及びパンフレットの作成に係る経費
啓発活動に必要な 経費	講演会経費、パンフレット、研修会時の飲み物 (食事、酒類は除く)
地区住民(災害時要 援護含む)の対応に 必要な経費	名簿(地区居住録等)、災害時要援護者登録 防災マップ作成等に係る経費 ※但し、自主防災組織連絡協 議会は防災マップ等作成等に限る。
その他の経費	その他、町長が特に必要と認める経費

別表 2 (第 3 条関係)

区 分		資機 (器) 材等	
表 1	避難 用資 機(器) 材	ヘルメット	世帯数分
		避難所看板・誘導看板	必要数
		誘導旗	避難誘導班員数
		非常用持出袋	世帯数分
表 2	救助 ・ 救護 等用 資機 (器)材	メガホン	サイレン付・避難誘導班員数
		トランシーバー	自主防災組織等各班数
		懐中電灯	ハロゲン強力ライト 避難誘導班員数
		救助工具セット	自主防災組織等救助班数
		チェンソー	自主防災組織等救助班数
		テント	2 K×3 K(4K) 20 戸に 1 張・最高 10 張まで
		発電機	能力 300W 以上・20 戸に 1 台・最高 10 台
		投光器	20 戸に 1 台・最高 10 台
		大型救急箱	応急用資材・薬剤 区班数
		担架	二つ折り式 自主防災組織等救助班数
		リヤカー	折り畳み式 自主防災組織等救助班数
		ブルーシート	必要数
		非常用毛布	圧縮式 必要数
		簡易トイレセット	テント付 50 戸に 1 台(最高 10 台)
		ポリタンク・給水袋	世帯数
		コードリール	20 戸に 1 台(最高 10 台)
		防災倉庫	簡易型 防災組織に 1 棟
		小型動力ポンプ	小型動力ポンプ格納庫含む
		その他、町長が特に認めたもの	

別表 3 (第 3 条関係)

区 分	防 災 資 機 材 等
可搬式動力ポンプ (C 1 クラス)・小型除雪機	
救助用具	発電機付投光器、温風機、炊き出し器、トランシーバー (中距離用)
救護用具	AED、給水タンク、水洗トイレ (テント付)、大型テント、車イス
資機材倉庫	コンテナ型
その他	その他、町長が特に認めたもの

◎問合せ先 永平寺町防災安全課 61-3951

登録していますか？

永平寺町 LINE

公式



災害時の**緊急情報**

緊急時の避難情報や道路情報など、いち早く受信

町のイベント・生活情報

近日開催のイベントや生活に直結する情報を受信



町からの配布物お知らせ

月2回の町からの配布物をスマホで楽々チェック！



町民のみなさま、ITが苦手な人への
登録サポートをお願いします

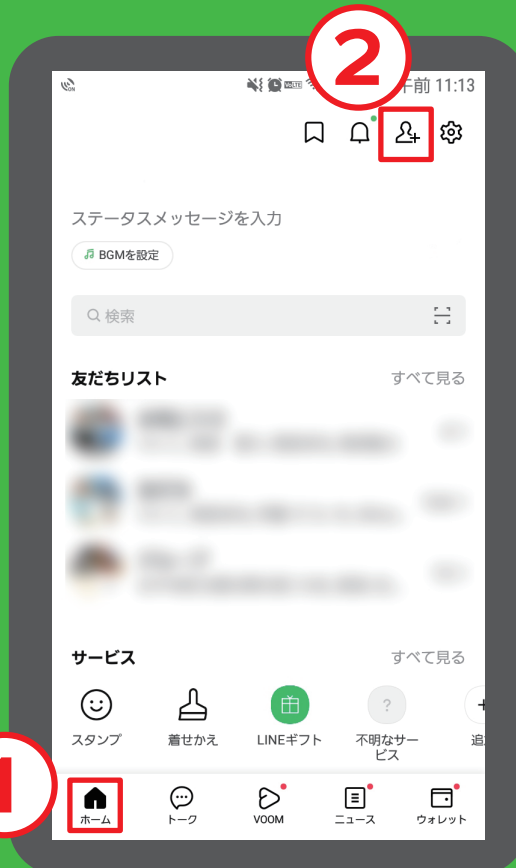
イチ ニー サン シ 1・2・3・4 で簡単登録！

① LINE 画面左下の  を選ぶ

② 画面右上の  を選ぶ

③ 画面の上、中央の  QRコード を選ぶ

④ 画面を  にかざす



令和7年国勢調査について

令和7年度に日本の人口・世帯の実態を明らかにすることを目的とした統計調査となる「国勢調査」が行われます。

すべての地区内で調査活動を行いますので、ご理解とご周知の程よろしくお願い申し上げます。

また、調査員につきましては、公募等により募集をいたしますが、調査員が不足する地区においては、区長様にご相談のうえ、ご推薦いただく場合がございますのでご協力をお願い申し上げます。

記

1. 調査対象者 日本に住むすべての人と世帯
2. 調査期間 令和7年9月上旬から令和7年10月下旬ごろ
3. 備考 令和7年10月1日を調査基準とし、調査員が調査書類の配布を行います。

日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とした、最も重要な統計調査です！

5年に一度、全員参加の統計調査



国勢調査 2025



国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025

検索



総務省統計局・都道府県・市区町村

永平寺地区対象

令和6年分所得税確定申告・令和7年度町県民税申告

税の申告相談・受付について

申告期間 2月12日(水)～3月17日(月)

本年も所得税・町県民税の申告の時期となりました。申告時の混雑を避けるため、下記のとおり、地区ごとに申告相談日程を設定させていただきました。できるだけ指定された日時・会場にお越しくださいますようお願いいたします。**なお、2月25日(火)から2月28日(金)までの平日は、本庁にて税理士による受付も行いますので、ご希望の方は本庁へお越しください。**

●申告相談・受付の日程(地区別)

日 時	会 場	対 象 地 区
2月14日(金) 9:00～16:00	永平寺支所	志比・荒谷・市野々・京善
2月17日(月) 9:00～16:00	永平寺支所	寺本・けやき台
2月18日(火) 9:00～16:00	永平寺支所	諏訪間・東諏訪間・諏訪間団地・山
2月27日(木) 9:00～16:00	永平寺支所	法寺岡・高橋・花谷
2月28日(金) 9:00～16:00	永平寺支所	東古市
3月 2日(日) 9:00～16:00	本庁	町内全域
3月 3日(月) 9:00～16:00	永平寺支所	谷口
3月 4日(火) 9:00～16:00	永平寺支所	光明寺・飯島・轟
3月 5日(水) 9:00～16:00	永平寺支所	鳴鹿・山鹿
3月10日(月) 9:00～16:00	永平寺支所	下浄法寺・殿村・上浄法寺
3月11日(火) 9:00～16:00	永平寺支所	岩野・吉波・栃原
上記以外の期間中 (土・日除く) 9:00～16:00	本庁	町内全域

●申告に必要なもの

- ①マイナンバーカード(写)、またはマイナンバーの確認できるもの(写)＋本人確認書類(写)運転免許証など
※代理で申告する方は、申告する方のマイナンバーカード(写)、
または申告する方のマイナンバーの確認できるもの(写)＋申告する方の本人確認書類(写)
- ②令和6年中の収入(所得)などがわかる源泉徴収票または明細書等
- ③控除の種類に応じた領収書・明細書または証明書など
- ④還付がある人は本人名義の口座番号などがわかるもの
- ⑤昨年の申告書控え など

所得がなくても
申告は必要です！

受付順番予約システム

スマホアプリ「LINE」を利用して受付順番の予約ができます！

◎LINE 町公式アカウント友だち追加→LINE から発券

◎申告会場にて発券

※申告する日の当日に予約をお願いします

※詳細は広報2月号をご確認ください

●申告しなくてもいい人とは・・・

- ①年末調整を受けた給与所得しかない人
※給与収入が2千万円を超える人、新たに所得控除等を受ける人は申告が必要です。
- ②高校生など18歳以下で収入のない人

●申告しなければならない人とは・・・

上記①②(申告しなくてもいい人)に該当しない人は、すべて確定申告または住民税申告をしなければなりません。「収入がなかった」「年金収入だけだった」「税金がかからない程度しか収入がない」という方も申告をお願いします。

●申告しないとどうなる？

申告をしないと、正しい税額を求めることができません。特に、年金受給者は障害者・寡婦控除などの申告がなかったことにより、課税となってしまう人も見受けられます。また、国民健康保険税など各種制度において軽減措置が受けられないほか、所得証明書が発行できない場合があります。

問合せ 福井税務署 ☎ 23-2690 役場住民税務課 ☎ 61-3944

次ページもご確認ください

一部受付内容の廃止について

以下の所得・内容は役場会場では受付できません。

福井税務署での相談または電子・郵送での提出をお願いします。

○不動産や株式の譲渡に係る所得

○利子所得や暗号資産等に関する所得

○株式配当・利子に係る所得

○雑損控除

○初年度の住宅ローン等控除

農業所得や医療費控除を申告する際は、事前集計をお願いします

農業所得の申告の際は、収入および経費を事前にご自宅で集計のうえお越してください。

領収書・レシートなどをそのまま持参される方が見受けられますが、帳簿または集計表に必ず事前集計をお願いします。**未集計の場合は申告受付をお断りする場合があります。**

記入方法などについて、ご不明な点がございましたら申告期間前に役場住民税務課までご相談ください。

郵送でカンタン！簡易申告書をご利用ください

例年、役場会場は1時間以上の待ちが発生するなど大変混雑します。

昨年度より、書類(源泉徴収票など)からの簡単な転記で住民税申告書を作成できる「簡易申告書」を1月下旬に対象の方(例年、扶養控除のみなど簡易な申告のみをされている方)に発送いたしますのでぜひご利用ください。

スマートフォンを使った順番受付予約システムをご利用ください

役場各会場では、受付順番予約システムを導入しています。

スマートフォンからご自宅で順番予約でき便利です。ぜひご利用ください。

【利用の仕方】※詳細な利用方法は広報2月号に掲載予定です。

① 永平寺町役場の公式LINEと友達になる

② トーク画面で「確定申告順番待ち」を選ぶ(2月上旬より利用可能)

③ 申告会場を選び、「発券する」ボタンを押すと番号札が発行される。

スマートフォンをお持ちでない方も、申告会場の発券機より番号札の発券が可能です。

発券時間 当日 8:30～16:00

※発券は当日のみとなります。時間指定や事前予約はできません。

上場株式等の住民税の課税方式の選択について(申告不要制度の廃止)

令和6年度(昨年)の申告内容より所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとなり、所得税と住民税とで異なる課税方式を選択することができなくなりました。

(例:源泉徴収ありの特定口座で取引される譲渡所得・配当所得について所得税の確定申告で申告分離課税を選択した場合、住民税では申告不要制度を選択できなくなります。)

これにより、扶養控除や非課税判定、各種保険料の算定に影響が出ることがありますので、申告される場合はご注意ください。

また、上場株式に関する所得の申告の可否や損得についてのお問い合わせについてはお答えしかねますので、ご了承ください。

『 町民清掃の日 』について

6月の環境月間を前に、町内の環境美化や「住みよいまちづくり」の推進のために「町民清掃の日」の協力をお願いしております。

本年も例年同様 4月の第3日曜日に実施しますので、ご協力をお願いします。

- ◆実 施 日 令和7年4月20日（日） 雨天決行
- ◆清 掃 時 間 午前6時00分～7時00分頃まで
- ◆汚 泥 受 入 午前8時00分～9時30分まで
- ◆実施場所例 地区内の幹線道路、河川敷、公園、側溝、広場等
- ◆実施内容例 ごみ拾い（空き缶、空きビン、一般ごみ）泥あげ等
- ◆受 入 （ごみ） 役場本庁および各支所 （汚泥） 役場本庁北側駐車場

- ・ 拾ったごみは、燃える、燃えないごみに分別して、受入場所へ午前9時30分までに搬入していただくか、地区の収集日にあわせて各ステーションに出して下さい。
- ・ 道路側溝等（農業用用水路は除く）の汚泥を回収した場合は、午前9時30分までに役場本庁北側駐車場へ搬入してください。（事前申込み必要。3月に案内と事前申込み書を配布送付します。）

清掃の日以外の受入はできません。必ずこの日に搬入してください。

『 廃棄物施設整備事業補助金 』について

- ・ 新設・入替するごみ籠について1施設につき10万円を上限として補助を行います。
- ・ ごみ籠の維持にかかる修繕・補修についても補助を行います。）対象は、①施設の維持に必要な部材の取替に関するもの、②現行施設の機能を維持するための付帯設備に追加するもの。補助額は1地区につき3万円を上限とします

『 不法投棄、ポイ捨て、犬のフン禁止看板 』提供について

不法投棄やポイ捨て、犬のフンへの対策として禁止看板を提供しています。看板を希望される区は設置場所の所有者・管理者の承認をとっていただき、申し込みをお願いいたします。

『 ごみ収集曜日表示看板』提供について

ごみ籠に設置しているごみ収集曜日表示看板が劣化で見えにくくなっています。地区内の必要枚数を確認して頂きまして申し込みください。

『 資源ごみ回収袋(ネット袋)』提供について（ペットボトル、缶、紙パック等）

資源ごみ回収袋に穴や破損がありましたら申し込みをお願いいたします。

令和7年2月

区 長 各位

永平寺町福祉保健課長

在宅医療介護を支える「地域包括ケアシステム」地区説明会について

日頃より、保健・福祉行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、超高齢社会を迎え永平寺町においても、3人に1人が65歳以上の高齢者となり、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりは重要となっています。高齢者が介護の必要な状態になっても、自分が望む生活を送るためには、自分の住まいを中心に必要な医療・介護サービス及び専門職から地域の様々な人達が力を合わせ対応していく必要があります。このような環境づくりを「地域包括ケアシステム」といいます。

つきましては、在宅生活を支える医療・介護サービスを含めた「地域包括ケアシステム」について、皆様への説明の機会を得たくご案内申し上げます。

下記をご利用いただき返信、またはご連絡をお願いします。

地区の皆様がお集まりになる機会に、30分程度のお時間をお願いします。

記

- 1 依頼内容 : 「地域包括支援システム」地区説明会
- 2 期 限 : 3月21日(金)を目途に調査票の返信をお願いします

永平寺町役場 福祉保健課 行

FAX: 0776-61-3464

TEL: 0776-61-3920

「地域包括ケアシステム」地区説明会 希望調査票

地区名	
連絡先	
説明会 開催希望日 (決まっている場合)	
未定の場合	
説明会 開催場所	

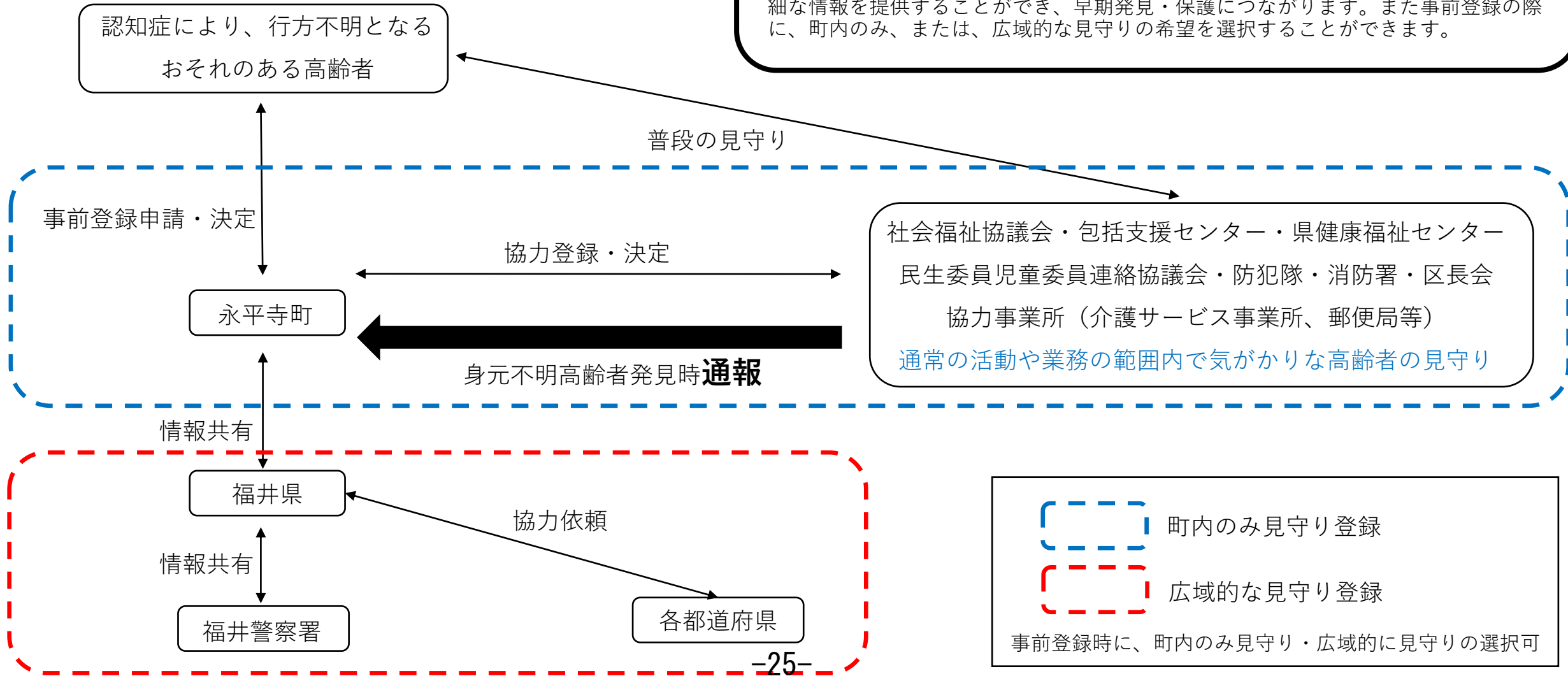
後日、日程調整のご連絡をいたします。

高齢者SOSネットワーク

【高齢者SOSネットワークとは】

永平寺町や関係機関が連携し、認知症高齢者等が行方不明となった場合、速やかに発見・保護するためのシステムです。

65歳以上の認知症等により行方不明となるおそれのある方を対象とし、その方の写真や特徴を**事前に永平寺町へ登録**することで、いざという時、関係機関に速やかに詳細な情報を提供することができ、早期発見・保護につながります。また事前登録の際に、町内のみ、または、広域的な見守りの希望を選択することができます。



令和7年2月

区 長 各 位

日赤永平寺町分区長
河 合 永 充
(公印省略)

赤十字活動および会費(活動資金)募集のご理解とご協力について

余寒の候 貴職に置かれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、赤十字事業および福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本赤十字社の活動は、災害救護活動のほか国際救援、医療事業、血液事業、救急法講習会事業など多岐にわたっており、これらの活動資金は、会員および協力会員からいただく会費とハウジン、各種団体から寄せられる寄付金で支えられています。

毎年、5月は赤十字会費募集月間となっており、赤十字奉仕団員が各家庭を訪問しておりますが、団員が不在の地区におきましては、誠に恐縮ですが、区長様にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(個人会費募集について)

- ・毎年4月中に各区に募集に関する依頼文とチラシをお配りします。
- ・赤十字会費への説明を希望される場合は、福祉保健課までご連絡ください。

(赤十字奉仕団について)

- ・奉仕団員数が減少しています。災害救護などへの活動に団員登録にもご支援ください。

募集実績	令和4年度実績額	3,363,244 円
	令和5年度実績額	3,107,579 円
	令和6年度実績額	2,668,043 円(令和 6 年 12 月末現在)

お問い合わせ先
永平寺町福祉保健課
住所:永平寺町松岡春日 1-4
tel:0776-61-3920
fax:0776-61-3464

令和7年2月

区 長 各位

永平寺町福祉保健課長

「目指そう健康長寿」教室の実施について

日頃より、保健・福祉行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年、生活習慣の変化や多様化によって生活習慣病などの病気にかかる人が増えています。一方で、日本の平均寿命は、生活環境の改善や医療の発展により、「人生100年時代」と言われるようになってきました。長い人生を幸せに暮らし続けるには、健康に生活できる期間をいかに延ばすかが大きな課題となっています。

永平寺町では、健康寿命延伸に向け、高齢者の保健・医療・介護データをもとに、「目指そう健康長寿」についての教室を実施しています。

つきましては、地区の高齢者の皆様のお集まりになる機会に、1 時間程度のお時間をお願いいたします。

記

1. 依頼内容：「目指そう健康長寿」教室調査票の提出
2. 期 限：3月21日(金)を目途に返信をお願いします。

永平寺町役場 保健センター行

FAX:0776-61-1797

TEL:0776-61-3920

「目指そう健康長寿」教室 調査票

地区名	
連絡先	
希望日	
会 場	

※希望日及び会場等について後日、日程調整のご連絡をいたします。

【民生委員（児童委員）一斉改選（12月）に伴う推薦について】

民生委員・児童委員って
どんな人？

全国で約 23 万人の民生委員・児童
委員が活動しています

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は地域住民の中から選ばれ、自らも住民の一員という性格を
もって住民の見守りや相談活動を行います（担当区域をもって活動します）。

- ・ 民生委員は厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。
- ・ 民生委員は、児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。
- ・ 厚生労働大臣が定めた基準をふまえ、市町村ごとに人数が定められています。
- ・ 任期は3年です。（これまでの活動実績も勘案し、再任することも可能です）
- ・ ボランティアとして活動します。

いずれも地域の民生委員児童委員協議会（民児協）に所属します。

こんな活動をしています

◆住民の相談・支援活動

- ・ **見守り役**として
高齢者の安否確認や見守りのための
訪問活動を行います。
- ・ **行政等へのつなぎ役**として
地域住民が抱える悩み事等の相談に
のり、必要に応じて専門機関へつない
だり、福祉サービス等の情報提供を行
います。

◆地域福祉活動

- ・ **住民の居場所づくりや仲間づくり**
高齢者や子育て家庭を対象にしたサ
ロン活動等の支援を行います。
- ・ **地域の行事等への参加**
地域行事や学校行事等へ参加し住民
との交流を深めます。

◆関係機関・団体との連携

- ・ **町社会福祉協議会等と連携した活動**に
協力します。
- 地域の福祉ボランティア活動・呼びか
け等

◆仲間同士の情報交換や研修

- ・ **月1回の支部会議への参加**
地域の民生委員・児童委員による月例
の会議に参加して、委員同士の情報交
換や地域の課題等について話し合い
を行います。
- ・ **研修会への参加**
必要な知識等を得るための研修に参
加します。

民生委員・児童委員 担当地区一覧表（2025 年 12 月～）

松岡支部	担 当 区 域	永平寺支部	担 当 区 域
	松岡志比堺		志比・荒谷
	松岡志比堺		市野々・京善・寺本
26名	松岡薬師1・2丁目	18名	けやき台
(主任児童委員含)	松岡神明1丁目	(主任児童委員含)	諏訪問
	松岡神明2丁目		山・東諏訪問・諏訪問団地
	松岡薬師3丁目・神明3丁目		法寺岡・東古市
	松岡葵1丁目		東古市
	松岡葵2・3丁目		東古市
	松岡春日1・2丁目		高橋・花谷
	松岡春日3丁目・清水		谷口
	松岡芝原1・2丁目		谷口
	松岡芝原3丁目		光明寺
	松岡木ノ下1・2・3丁目		飯島・轟
	松岡松ヶ原1・2丁目		鳴鹿・山鹿
	松岡松ヶ原3・4丁目・松原団地		殿村・下浄法寺
	松岡観音1・2・3丁目		上浄法寺・岩野・吉波
	松岡吉野堺・石舟・松ヶ丘		栃原
	松岡吉野・小畑・西野中		永平寺地区全域(主任児童委員)
	松岡宮重・湯谷・上吉野	上志比支部	担 当 区 域
	松岡越坂1・2丁目		吉峰・藤巻
	松岡樋爪・学園		市荒川・中島
	松岡末政・御公領	11名	竹原
	松岡上合月・下合月	(主任児童委員含)	石上・栗住波
	松岡兼定島・渡新田		栗住波・せせらぎ
	松岡領家・領家南・平成		清水・大野島・市右エ門島
	松岡地区全域(主任児童委員)		山王
			大月
			牧福島
			浅見・野中・北島
			上志比地区全域(主任児童委員)

§ 民生委員・児童委員制度の概要

1 根拠法令等

民生委員は、民生委員法によって設置が定められ、児童委員は児童福祉法によって民生委員が児童委員を兼ねることとなっています。

民生委員・児童委員	
区域担当民生委員	主任児童委員
担当区域を持ち、地域住民の見守り・相談役・関係機関へのつなぎ役を担当	担当区域を持たず、児童福祉の事案を専門的に担当して相談役、関係機関へのつなぎ役を担当

2 定 数

民生委員法第4条により、民生委員・児童委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が市町村長の意見を聞いて定めることとされています。

● 区域担当民生委員・児童委員配置基準

区 分	配 置 基 準
町 村	70～200世帯ごとに委員1人

※ 2025年12月1日からの配置予定（区長の推薦が必要です）

松岡支部	永平寺支部	上志比支部	計
25人	17人	10人	52人

● 主任児童委員配置基準

民生委員児童委員協議会の規模	主任児童委員の定数
区域担当民生委員の定数が40人以上	3人

※ 2025年12月1日からの配置予定（町で選定します）

松岡支部	永平寺支部	上志比支部	計
1人	1人	1人	3人

任期は、2025年12月1日から2028年11月30日までの、3年間です。

§ 民生委員・児童委員の基本姿勢

1 社会奉仕の精神

民生委員法第1条は、

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。

2 基本的人権の尊重

民生委員法第15条は、

民生委員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱いをすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

- (1) 個人の人格を尊重する。
- (2) 秘密を守る。
- (3) 差別的または優先的な取扱いをしない。

3 職務上の地位の政治的中立

民生委員法第16条は、

第1項 民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。
第2項 前項の規定に違反した民生委員は、・・・・・・解嘱せられるものとする。

§ 民生委員・児童委員の適格要件

民生委員法第6条は、

第1項 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当たっては、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって、児童福祉法の児童委員としても、適当である者については、これを行わなければならない。

積極的な活動が行えるように、75歳未満の者を選任することが望ましいが、地域の実情を踏まえ運用すること。(75歳以上の者も選任できます。)

民生委員・児童委員の推薦を受ける者の資格については、民生委員法第6条に規定があり、この規定および民生委員・児童委員の職務から概ね次の要件を具備していることが必要と考えられます。

- (1) 当該市町村議会議員の選挙権があること。
- (2) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり社会福祉の活動に理解と熱意があること。
- (3) 児童及び妊産婦の保護、保健その他の福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれていること。
- (4) その地域の実情を知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けること。

民生委員・児童委員一斉改選のスケジュール（予定）

2月上旬 区長会にて民生委員・児童委員一斉改選概要の説明

区長会において民生児童委員の推薦について依頼

地域福祉の推進等に理解と関心があり、積極的な活動ができること。

※ 委員選考中の場合は、再任も妨げませんので、現在の委員に意向確認も行ってください

※ 地区がまたがる場合には、調整をお願いします

5月中旬 各区長に推薦書配布 報告期限 7月1日（予定）
※福祉保健課から別途ご案内します。

7月中旬 永平寺町民生委員児童委員推薦会の実施

8月上旬 県に対し推薦調書の提出

10月中 厚生労働省から委嘱状到着

12月1日 町長より委嘱状伝達式

<問い合わせ先>

福祉保健課：61-3920

令和7年度 永平寺町大燈籠ながしについて

毎年、当行事の運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

令和7年度は永平寺町合併20周年の記念すべき年であり、町民の方にも多くご参加いただけるイベントとなるよう、実行委員会等で実施内容を検討しており、開催日については下記のとおり予定しています。各地区には昨年同様、以下の内容でご協力をお願いする予定です。詳細につきましては、適時、区長様宛にお知らせいたしますので、今年も区民の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

令和7年度の開催日 令和7年8月23日（土）

●各地区へのご協力依頼について（予定）

1. 燈籠の申し込み

6月中に燈籠の申込書を配布させていただきますので、区民の皆様のお申込みの促進にご協力をお願いいたします。

2. 燈籠の組み立て

今年も数日の期間を設定し、大きな会場で一齐に組み立てを行いたいと考えております。その際、町民の皆様にも組み立てにご協力をいただきたいと思います。

3. 当日のボランティア

当日、燈籠の受付や燈籠を流すお手伝い等をしていただけるイベントのボランティアスタッフを募集します。

【問い合わせ先】

永平寺町大燈籠ながし実行委員会事務局
（永平寺町商工観光課内）

TEL 0776-61-3921

移住定住施策の周知について

当町では移住定住支援として各種補助金制度を設けており、それらを周知するため、チラシやポスターをご用意しております。

つきましては、各地区での寄合時にチラシを配布していただくことや、集落センターの掲示板などにポスターを掲示していただければと思っておりますので、必要な場合は、えい住支援課までご連絡を賜りますようお願いいたします。

記

1. 周知チラシ別紙のとおり

【担当者】

えい住支援課 伊藤 修平

Tel:0776-61-3922

永平寺町に定住する人を応援♪

永平寺町に住んで笑顔になろう!



住みいる定住応援 支援金



住宅取得支援金：新築10万円、中古5万円。対象：住宅を取得し、転入・転居した人
子育て支援金：子ども1人につき10万円。対象：住宅を取得した町外からの転入者

永平寺・上志比 地区定住促進 助成金

住宅用地取得費、住宅取得費を補助(各上限50万円)。対象：永平寺・上志比地区で住宅を新築する個人

木造住宅耐震改修 補助、古民家耐震 改修補助金

耐震改修工事費の一部を補助(住宅：上限150万円、古民家：上限237.5万円)。対象：昭和56年5月31日以前に着工した耐震改修が必要な木造住宅

多世帯同居の リフォーム支援金

リフォーム費用の1/2(上限60万円)。対象：新たに多世帯同居をする人または多世帯同居の世帯数が1以上増加する人

空き家家賃 支援金

家賃の一部(上限3万円/月)を最大1年間補助。対象：空き家バンク登録物件

空き家適正管理 補助金

空き家管理代行サービスにかかる費用の一部(上限3万6千円/年)を最大3年間補助。対象：空き家バンク登録物件

空き家解体撤去 補助金

解体費用の一部(上限50万円)を補助。対象：老朽または準老朽空き家に認定された物件

空き家解体撤去 補助金(永平寺・ 上志比地区)

「空き家解体撤去補助金」の対象者で、永平寺・上志比地区の空き家を解体後に土地の所有権を移転した場合、50万円を加算

土地活用のための 空き家解体補助金

空き家の解体費用の一部を補助(上限20万円)。対象：解体後2年以内に土地の所有権を移転した人。すべての空き家が対象

空き家家財処分 補助金

空き家の家財処分にかかる費用の一部を補助(上限10万円)。対象：空き家バンク登録物件

子育て世帯など への住まい支援 補助金

空き家購入やリフォームにかかった費用の1/3(上限60万円)。対象：子育て世帯、移住者、新婚夫婦など(空き家バンク登録物件に限る)
※永平寺・上志比地区の場合、40万円を加算

福井の伝統的 民家活用促進 補助金

伝統的民家の外観改修等費用の1/2(上限300万円)。対象：「ふくいの伝統的民家」認定の住宅(市荒川・藤巻・中島・竹原・浅見・京善・鳴鹿・栃原・吉峰地区)

結婚新生活支援 補助金



住宅取得費、リフォーム費、住宅賃貸費、引越費用を補助(29歳以下：上限60万円、30歳以上39歳以下：上限30万円)。対象：令和6年1月1日～令和7年3月31日に結婚し、所得合計が500万円未満の夫婦

U・I 29 結婚新生活 支援金

夫婦ともに39歳以下で、かつ一方が29歳以下の世帯に30万円を支援。さらに夫婦一方が25歳以下の場合10万円を加算。対象：令和6年1月1日～令和7年3月31日に結婚し、所得合計が500万円未満の夫婦

U・I ターン移住 就職等支援金



福井県外から転入し、新たに就業した人に50万円を支援。子どもがいる世帯は30万円を加算。永平寺・上志比地区に移住した場合、加算額は100万円。対象：転入者全員が45歳未満の世帯(中学生以下の子どもがいる場合は年齢制限なし)

U・I ターン移住 就業等支援金 (東京圏)

東京圏から転入した世帯・単身で、就業した人を支援(世帯：100万円、単身：60万円)。対象：通算5年以上東京23区に在住、もしくは、東京圏から東京23区内に通勤していた人
※子ども1人につき100万円を加算

細かい条件がありますので、補助金などの申請をお考えの場合は、事前にお問合せください。

補助金などの詳細はこちらから~~~~~▷



問合せ 永平寺町えい住支援課

TEL 0776-61-3922

空き家等の情報確認依頼について

当町では空き家等対策の基礎資料とするために、毎年度各地区の区長様を通して、空き家等の現況把握に努めております。

つきましては、過去の確認結果を記載した地図に空き家等、廃屋の現況を追加・修正していただきたいと存じますので、誠に恐縮ではございますが、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 調査対象 別紙「情報確認書」のとおり
2. 作業内容 別紙地図内に作業内容に沿って補記してください
3. 報告期限 令和7年5月30日（金）
4. 提出先 えい住支援課または各支所

【担当者】

えい住支援課 酒井 貴広
Tel：0776-61-3922

宅地造成候補地情報提供のお願い

永平寺町ではこれまで、移住に係る費用の支援や住環境・子育て施策のPRなどの施策を継続的に実施し、令和5年度から移住定住などの施策を一元的に扱う「えい住支援課」を設置し、宅地造成事業を含め、より一層の施策推進を図っているところです。

つきましては、昨年に引き続き、今後の宅地造成の検討材料として候補地のリストアップを実施したいと考えております。地区内において、宅地造成を実施するにあたり有望と思われる場所がございましたら、具体的な場所、条件についてご相談させていただきたく思いますので、下記の土地要件をご確認いただき、下記まで情報提供いただきますようお願いいたします。

(土地要件)

- 地目:宅地または雑種地
 - 面積:概ね5区画程度造成できる土地
 - 土地形態:町道等の道路に接続した土地、家屋等の建物がない土地
- ※土地利用に関する規制については担当課で確認させていただきます。

(ご了解をお願いしたいこと)

情報提供いただいた土地については、専門家を交えて調査、確認、相談をさせていただきます。必ず宅地造成を実施するものではありませんので、ご了解いただきますようお願いいたします。

なお、ご提供いただいた情報につきましては、目的以外には使用いたしません。

【担当者】

えい住支援課 伊藤 聡一
Tel:0776-61-3922

小中学校登下校時の見守りについて

全国的に、子どもが巻き込まれる交通事故や不審者による事件が増加しているほか、クマやサルなどの野生動物による被害への懸念も高まっています。

こうした事態を未然に防ぐため、以下の時間帯に玄関先での見守りや、農作業やウォーキングをしながら、可能な範囲で児童生徒を見守っていただけるよう、町民の皆様にご協力をお願いいたします。

また、「子どもかけ込み所」や「子ども見守り隊」の登録者数が年々減少している状況です。子どもたちの安全を守るため、継続的なご協力と新規登録について、会合などの場で区民の皆様に周知いただきますよう、併せてお願いいたします。

○登校時間 小学校・中学校とも 7：00～8：00

○下校開始時間（曜日によって異なる場合があります。）

・小学校	低学年	14 : 30頃
	高学年	15 : 30頃
・中学校		18 : 00頃

【お問い合わせ先】

永平寺町 学校教育課

TEL : 61-3937

地域活性化補助金の事例紹介

わがまち夢プラン育成支援事業補助金

・補助対象事業 町内会、地域振興会等が自ら望むまちを自らの手で、夢を持って創り上げる活動を支援する。地域の活性化につながる事業、地域課題の解決を図る事業、資源を活かし地域の魅力を高める事業等を対象とする。

・補助金額 補助対象経費の3分の2以内
限度額20万円（1事業3回まで）

・補助事業例 「城山活性化プラン」



永平寺町地域づくり応援事業補助金

・補助対象事業 地域振興会や複数の町内会が中心となる、おおむね永平寺町民で構成される団体を対象とし、地域の自然、歴史、文化、観光、生活習慣等の地域資源を活かした住民相互扶助による自発的な地域づくり活動に資する各種事業を支援する。

・補助金額 補助対象経費の2分の1以内
限度額100万円（2年目70万円、3年目以降40万円）

・補助事業例 「ふらっとつながる永平寺町の秋 秋浪漫 in 永平寺口駅」



伸びゆく永平寺町民運動推進事業補助金

・補助対象事業 町民指標の具現化をめざし、自分自身の努力で自らを向上させ、また、お互いの協力によって自分の住んでいる地域を住みよくしようとするため、町内全地区でまちづくり運動を提唱するとともに、住みよいまちづくりに向けて取り組む地区に対し、その活動を支援する。事業内容により、Aプラン、Bプランの区分あり。

・補助金額 対象経費の2分の1以内
Aプラン 限度額8万円
Bプラン 限度額3万円

・補助事業例（Aプランの場合）→

事業名	事業種類		
	①会議 講演会 研修会	②スポーツ レクリエーション	③奉仕活動
区民登山		○	
区民ベタンク大会		○	
寄せ植え講座	○		
Xmasイルミネーション装飾 &門松作成			○
輪投げ大会		○	

◎上記補助事業例を含むすべての事業例を永平寺町ホームページに掲載しております。

<https://www.town.eiheiji.lg.jp/990/p000071.html>

添付ファイルの地域活性化補助金使用事例集をご覧ください →→→

◎補助金の申請はメール、FAX、ご持参いずれでもできます。



お問い合わせ先：永平寺町教育委員会生涯学習課

TEL 61-3400 / FAX 61-2434

E-mail m-shougai@town.eiheiji.lg.jp

応援します！ 住民主体の 地域づくり勉強会

～社会教育の学びを活かして～



2025

2月22日 土

10:00-12:00

会場 永平寺開発センター
2階 消防ホール



第1部

社会教育の基礎知識

- 社会教育の定義と法律
- 社会教育の歴史的背景と現代的な重要性



第2部

地域づくり講座

講師 福井県総務部市町協働課
丸山 勝弘氏

- 具体的な地域づくりの事例紹介



永平寺町消防本部集落消防施設補助金概要

各地区に設置されている消火栓での初期消火に使用する器具が、錆、腐食、劣化等により万一の際、使用できないおそれがあります。各区長、自主防災組織におかれましては、定期的に点検し整備・管理をお願い致します。また消防訓練、点検の際、派遣要請いただければ、地元の消防団員又は消防職員が協力させていただきます。

補 助 対 象 器 具	補助率(%)
	消火栓での初期消火に使用する器具 ●ホース格納箱 ●格納箱脚 ●消防用ホース ●管そう ●消火栓ハンドル ●スタンドパイプ(深さ40cm以上が対象)  1/2

※従来の65ミリ口径に加えて、50ミリ口径に関しても補助の対象とします

消防用ホース基準

補 助 対 象 器 具	補助率(%)
 製造年(確認場所)	●新設ホース格納箱用の消防用ホース ●8年以上経過した消防用ホース ※明らかな損傷及び水漏れが確認できる場合 2/3 補助限度額 10万円

《最高補助限度額30万円》

(申請受付)

申請書を区長名で、永平寺町消防本部(消防総務課)へ提出をお願い致します。補助金の決定につきましては、現地調査後となりますので、整備(購入)した後に申請とならないよう注意してください。

【お問合先】永平寺町消防本部 消防総務課 電話:0776-63-0119

区 長 様

永平寺町議会からのお願い

1 「議会と語ろう会」について

議員が各区などへ出向き、議会に対し自由なご意見をお聞かせいただくために、「議会と語ろう会」を開催しております。

令和7年度の計画が決まりましたら、対象の区長様に会場の確保や区民の皆さまへの周知等についてご相談させていただく場合がございます。

ご理解とご協力をお願いいたします。

2 「議会だより」の発行について

定例会（3月、6月、9月、12月）の翌々月に「議会だより」を発行します。

発行月：2月、5月、8月、11月

例年同様、配布につきましてご協力をお願いいたします。



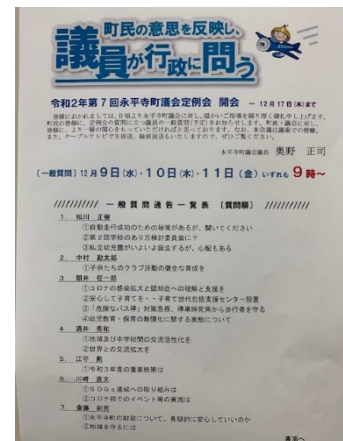
3 「一般質問事項」の配布について

定例会（3月、6月、9月、12月）の「一般質問事項」を作成しています。

配布月：6月、9月、12月

例年同様、配布につきましてご協力をお願いいたします。

※3月は、議会日程と配布日の都合が合わないため配布できません。議会ホームページにてご覧ください。



永平寺町議会（事務局）

〒910-1192 永平寺町松岡春日1-4

TEL. 0776-61-3950 FAX. 0776-61-2434

E-Mail. gikai@town.eiheiji.fukui.jp

社会福祉協議会からのお願い

1. 社会福祉協議会会費（会員募集）について

社会福祉協議会（社協）は町民の皆様からの会費に支えられています。
また、皆様からの貴重な浄財である会費は地域福祉活動や福祉支援などに有効活用させていただいております。
そこで、4月に改めてご依頼をさせていただきますのでご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

2. 機関紙等の配布について

広報誌「ほほえみ」の配布にご協力の程よろしくお願いいたします。
＊年6回（奇数月・第3金曜日）

3. 福井県共同募金会永平寺町共同募金委員会からのお願い

◎赤い羽根共同募金、地域歳末たすけあい募金へのご協力について

＜赤い羽根共同募金＞10月1日～

＜歳末助け合い募金＞12月1日～

上記の期間から全国一斉に募金運動を実施予定です。

そこで、9月に改めてご依頼をさせていただきますのでご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

☆お問い合わせ先☆

永平寺町社会福祉協議会
(永平寺町共同募金委員会)

永平寺町石上 27-41
電話 64-3000